

## IV 協働を推進する上での課題

協働の必要性や本市における協働の現状から、今後、協働を推進する上での課題を次の6点に整理しました。

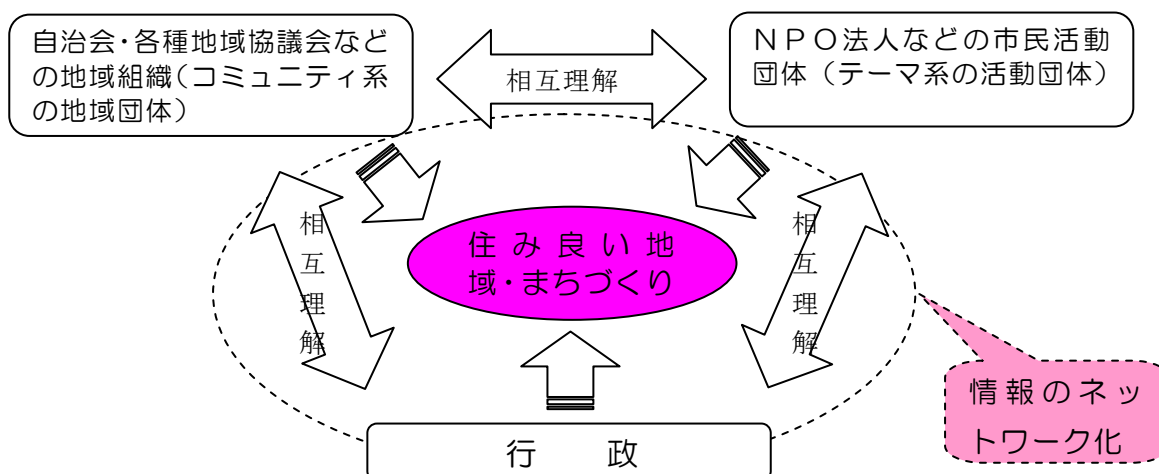
### (1) 各主体が互いを知り理解する

市民と行政が協働の関係を構築していくために、まず、各主体がお互いの理解を深めていくことが必要です。特に、地域生活に係る課題の解決を図るためには、地域組織、市民活動団体及び行政が連携を深めていくことが大切です。

地域組織の一つである自治会は、一定の地域に住む人たちが、住みよい豊かなまちづくりを目指して、地域におけるさまざまな問題解決に取り組み、コミュニティの形成に努めている自主的な団体です。地域組織としては、最も基本的な団体で、地域づくりに重要な役割を担っています。

一方、NPO法人等の市民活動団体は特定の専門テーマを持ちながら、地域を超えたさまざまな課題を解決していくため、自発的、主体的に社会貢献活動を行っています。行政とは異なる自由さや融通性等の特性を生かし、個別的で多様なサービスの提供や、新たな課題に対して創造的で先駆的な取組が期待されます。

今後、より効果的な地域づくりを行っていくためには、地域に根ざした地域組織、高い専門性や使命感からさまざまな提案が行える市民活動団体、そして行政が、それぞれの特性を生かし、協力して取り組んでいく必要があります。そのためには、お互いに理解し合い、特性を最大限発揮できるような場やネットワークを築くことが重要となります。



## (2) 各主体が協働に対する共通認識を持つ

協働は、それぞれ異なった性質を持つ主体同士により行われます。そのため、それぞれの主体が、協働とは何か、何のために協働するのかなど、協働に対する基本的な考え方を共有することが大変重要です。

この考え方は、さまざまな公共サービスに対し、市民が自ら行うべきこと（自助）、市民相互の助け合いにより取り組んでいくこと（共助）、税を使用して行政が行うべきこと（公助）という観点から、その在り方を問うものです。

したがって、協働は、まちづくりや行政運営の基本的な考え方のひとつになることから、市民とともに、その考え方を整理し、共通認識を持てるよう取り組んでいく必要があります。

## (3) 協働を推進する上での基本的なルールをつくる

協働は異なった性質を持つ主体同士により行われるため、それぞれの立場の違いを尊重してパートナーシップを構築していくことが重要です。

そのためには、パートナーとして、より良い緊張関係のもとで効果を十分に発揮できるよう、協働する際に、お互いが遵守すべき原則（共通ルール）を定め、確認し合うことが大切です。

今後、この原則をどのような方法で定めていくかが課題となっています。

### 協働の原則（共通ルール）の例

#### ア 目的共有の原則

協働を実施する上で、もっとも重要とされるのが相互の目的の共有です。双方の目的に共通点があることで、はじめて協働が成り立ちます。

#### イ 情報公開（透明性）の原則

相互の理解と協力に基づく協働関係が緊張感を失って、馴れ合いや癒着に陥らないためには、協働のすべての過程を通じて、双方の関係が公開され、透明であることが必要です。

#### ウ 相互理解の原則

協働の主体同士が、お互いの特性を理解し尊重した上で、特長を引き出し合って、相乗的な効果を達成できるよう、十分に協議を重ねることが不可欠です。

#### エ 対等の原則

協働の主体同士が、ともに公益実現のため、上下関係も依存関係もない対等な立場の組織としてそれぞれの能力・規模に見合った義務と責任を果たす必要があります。

## (4) 協働事業を拡大していくためのしくみをつくる

協働は、適切な主体と協力して公共サービスを提供することによって初めてその成果が現れます。また、協働事業を実践する中で、互いを理解し、適切な関係を持つことができたり、新たな発想が生まれてきます。

したがって、協働事業を実践していくこと、これを拡大していくことが重要です。協働事業を拡大していくための主な課題は次のとおりです。

### ① 協働事業を拡大していくための制度づくり

協働事業を拡大していくためには、まず、各主体が協働のアクションを起そうとしたときに、その方法が確立されていることが必要です。

具体的な例としては、次のような制度が考えられます。

#### ア 行政が、ある事業を協働で行いたいと考えた場合の手続き

「提案公募型委託事業」：行政が課題を設定し、または事業を選択し、これに対して企画提案を求め、採用された案は、協働により仕様を決定し、委託するものです。

#### イ 他の主体が行政と協働したいと希望があった場合の手続き

「協働事業提案制度」：地域組織や NPO などの市民活動団体が、自由に協働事業の企画提案を行い、採用された案は、予算化し協働事業として実施するものです。

※新たな助成金や補助金制度の導入にあたっては、既存の制度との整合性を図る必要があります。

### ② 地域組織や NPO 等に協働事業を委託する場合の契約方法

地域組織や NPO 等を委託先として選定する場合、その目的から随意契約となる場合が多く、また、これらの団体の多くは法人格を持たず、財政基盤も脆弱であったりすることから、責任能力に不安がある場合もあります。

したがって、これらの諸課題に対応した事務処理を行うため、その手続きを定めるガイドラインやマニュアルを整備し、事務の透明性や公平性を確保していく必要があります。

### ③ 大学との協働事業の拡大

市内にある4つの大学が有する多くの知的財産を、教育・文化・まちづくり等の分野に生かすため、市と大学との連携を促進し、組織的、継続的なものにしていく必要があります。

## (5) 職員の意識向上を図る

協働を推進する上では、協働に対する職員の認識の向上が必要です。「協働はそれ自体が目的ではなく、市民主体のまちづくりや住民に、より良いサービスを提供するための手段のひとつである。」と考え、職員自身の協働に対する意識を変えることも大切です。

主に留意すべき点としては次のことが挙げられます。

- ア 事業のマネジメント意識を持つ
- イ 協働主体とのパートナーシップ意識を持つ
- ウ 事業に対しては、事務的でなく積極的に関与する意識を持つ
- エ 前例踏襲にとらわれない発想、「行政でなければできない」という意識を改める

また、行政の担当者により協働の分野や範囲の判断が変わってしまわないように注意しなければなりません。そのためには、職員への研修・教育を通し協働への意識や能力の向上を図っていく必要があります。行政サービスの質を向上させるため、部門間における情報交換や連携など横断的な取組も重要となります。協働と協働主体に対する認識と行政職員一人ひとりの事務管理能力をいかに向上させることができるかがこれからの協働を推進していくための大きな課題となっていきます。

## (6) 市民活動の拠点を整備する

協働による事業を展開していくために、市民活動の場を確保することも大切です。この活動の場とは、設備の提供、活動支援、情報収集・提供等の機能を持ち、地域組織や市民活動団体などの自主的な活動が地域に根つき、新たな地域社会の活力となるための施設で、市民活動を支援するとともに、団体相互の交流を促進する拠点として整備するものです。

市では、地域振興ふれあい拠点施設事業を県との共同事業として進めており、ここに多くの学習・活動の場や NPO の活動拠点を確保していく予定です。

今後、公共施設の老朽化に伴う整備が始まろうとする中で、各地域において、市民活動の場をどのように確保していくか、コミュニティ形成の観点から整理していく必要があります。